

地域密着型サービス事業所「整備計画」

募 集 要 項

令和 8 年 4 月 募集

募集概要

≪募集する整備計画（新設・転換）≫

認知症高齢者グループホーム（2または3ユニット）…1事業者

・整備にあたっては、小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護との併設整備を優先（加点）とする。

- ・単体での整備を希望する場合は、市へ相談すること。
- ・募集する日常生活圏域…多摩市全域

≪受付期間≫

令和8年4月20日（月）から 令和8年5月29日（金）まで ※要予約
（受付時間 午前9時～午後4時、土曜日・日曜日・祝日を除く）

≪提出書類≫

計画概要（様式2）

≪提出先（問合せ）≫

多摩市役所 健康福祉部高齢支援課 高齢支援係（市役所1階）
（住所）多摩市関戸6-12-1
（電話）042-338-6923（直通）

◇事前に来庁予約の上、お越しく下さい。（郵送不可）

◇計画概要（様式2）提出時に、開設計画書の提出について等、今後の手続きの確認や、整備計画内容を確認します。

開設計画書の提出は、令和8年6月30日（火）までです。

多摩市

1 地域密着型サービス事業所整備計画の募集について

多摩市では、第9期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）に沿った、地域密着型サービス事業所の整備を目指し、次のとおり整備計画を募集します。

2 募集要件

▶ 整備計画の応募については、次の要件を満たしていること

①計画地について

- ・計画地に計画施設の整備が可能であること
- ・建築確認の許可がとれる見通しがあること
- ・根抵当権が設定されていないこと
- ・広域の地域住民や近隣事業者から、施設開設について同意が得られる見通しがあること（地域によっては、周知範囲を自治会単位等とし、広域の住民を対象とした丁寧な説明会の実施をすること）
- ・「多摩市街づくり条例」、「文化財保護法」、「多摩市福祉のまちづくり整備要綱」を確認していること
- ・多摩市都市計画図より用途地域等を確認し、建築が可能であること

②補助金を活用して整備すること

東京都「認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助金」等補助金を受けて整備を計画し、補助金の交付要件（審査基準、審査要領等）を満たしていること

※3ユニットでの整備を検討している際の留意点

東京都「認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助金」では、3ユニットの補助条件として、以下のように設定されています。ご確認ください。

- (1)定員が25名以上であること
- (2)夜勤職員を原則1ユニット1名以上、計3名以上配置すること
- (3)認知症高齢者グループホームの運営実績があること

③その他

- ・関係法令・例規等に準じた優良なサービスの提供が実現できること
- ・補助金を活用した場合は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に準拠した期間（鉄筋コンクリート造47年）、事業を継続すること
- ・補助金を活用した施設整備については、都補助金内示後に、入札により工事業者を決定することが原則となる
- ・東京都建築物バリアフリー条例の「特別特定建築物」に該当する場合、法令の遵守が必要となる。詳しくは、東京都多摩建築指導事務所に確認すること

※東京都の施設整備補助金とは、認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助金、地域密着型サービス等整備推進事業を想定しています。施設整備補助金以外に、施設開設準備経費等支援事業などの補助金があります。詳しくは、東京都HPをご覧ください。

3 留意事項

- ① 今回の募集については、計画概要（様式2）がすべて記入できる程度の具体的な計画の募集です。
- ② 原則として、運営事業者または不動産所有者ご本人からの相談に応じます。
- ③ 補助金を見込んでの計画については、補助金の交付要件を充分ご確認ください。
- ④ 例えば、補助金を活用する場合、補助金の交付時期は、3月末までの整備（実績報告）に対して、5月下旬頃に交付しています。資金計画などご留意願います。
- ⑤ 整備計画提出後、整備計画に変更が見込まれる場合は、市までご連絡ください。

4 受付について

1 ページに記載の受付期間内に、計画概要（様式2）をご提出ください。

提出時に、今後の手続きの流れや、計画の内容等の確認を行います。開設計画書の詳細については、計画概要（様式2）を提出いただいた際にお伝えします。

5 申し込みの辞退

計画概要（様式2）を提出した後に、整備について辞退する場合は「辞退届（様式自由）」を提出してください。

6 事業者選定スケジュール

4月20日(月)	地域密着型サービス指定予定事業者公募開始 (計画概要(様式2)受付開始)
5月29日(金)	地域密着型サービス指定予定事業者の受付終了 (計画概要(様式2)受付終了)
6月30日(火)	開設計画書提出×切
7月～8月末	事業者選定(選定委員会開催、介護保険運営協議会)
9月中旬	指定予定事業者決定・応募事業者へ結果通知発送
9月中旬以降	東京都補助金の協議開始 地域密着型サービス事業所指定申請の手続き(※)
(可能な範囲で)速やかに開設	

- ・ 上記スケジュールは、状況により変更する場合があります。
- ・ 補助金を活用する計画については、事業者選定前に東京都へ整備計画を情報提供し、補助協議が可能であるか確認する場合があります。

※「多摩市指定地域密着型サービス事業所」の指定については、申請書の提出から指定までに2か月程度かかります。

介護保険課介護保険担当(TEL042-338-6901)へご連絡ください。

7 東京都補助金関係資料（東京都福祉保健局HPより）

(1) 高齢者施設の施設整備費補助制度について

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/03seibihisetsumeikai.html>

(2) (1) より地域密着型サービス等整備費補助制度についての内容をご確認ください。

(3) 東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）（令和4年1月6日改正）

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/kikin/youkou.html>

実施要綱をご確認ください。

8 多摩市地域密着型サービス関係例規（多摩市公式HPより）

(1) 高齢支援課関係（お問合せ：高齢支援課高齢支援係 TEL042-338-6923）市役所1階

① 多摩市地域密着型サービス等整備事業費補助金交付要綱

<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8016A4AE&houcd=H427902500545&no=1&totalCount=1&jbnJiten=5050120>

(2) 介護保険課関係（お問合せ：介護保険課介護保険担当 TEL042-338-6901）市役所1階

① 多摩市指定地域密着型サービス基準条例

<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8016A4AE&houcd=H428901010019&no=1&totalCount=1&jbnJiten=5050120>

② 多摩市指定地域密着型介護予防サービス基準条例

<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8016A4AE&houcd=H428901010020&no=1&totalCount=1&jbnJiten=5050120>

③ 多摩市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則

<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8016A4AE&houcd=H418902100034&no=1&totalCount=1&jbnJiten=5050120>

(3) その他

① 多摩市街づくり条例（お問合せ：都市計画課指導係 TEL042-338-6866）市役所東庁舎2階

<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8016A4AE&houcd=H418901010030&no=1&totalCount=6&jbnJiten=5050120>

② 多摩市都市計画図（お問合せ：都市計画課計画担当 TEL042-338-6856）市役所東庁舎2階

※地区計画区域や用途地域により建築物の用途制限がある場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

<https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/machi/toshi/youdo/1004989.html>

③ 文化財保護法（問合せ：教育振興課文化財係 TEL042-338-6883）バルブ永山3階

※文化財保護法第93条に基づき、予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当する場合、建築工事や土木工事等の実施にあたっては工事着工の60日前までに届出が必要です。詳しくは、「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」(<https://tokyo-iseki.metro.tokyo.lg.jp/>)でご確認いただくか、担当課へお問い合わせください。

<https://www.city.tama.lg.jp/kenkofukushi/1008238/1008143/1004084.html>

④ 多摩市福祉のまちづくり整備要綱（お問合せ：福祉総務課 TEL042-338-6839）市役所2階

<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8016A4AE&houcd=H407902500343&no=1&totalCount=1&jbnJiten=5050120>

- ⑤ 東京都建築物バリアフリー条例（お問合せ：東京都多摩建築指導事務所 TEL042-548-2044）
<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/machizukuri/bfree/index.html>

9 参考) 認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護の利用料平均

① 認知症高齢者グループホーム月額利用料の平均 2026年1月現在

	家賃	食材費	光熱水費	共益費	合計
多摩市平均	66,143円	41,563円	20,728円	13,400円	141,264円

- * 入居一時金は、家賃の2か月分程度（多摩市平均）
- * 介護報酬の利用者負担分は上記金額に含まれていません
- * 平均値を算出しているため、合計は合いません

② 小規模多機能型居宅介護の利用料の平均 2026年3月現在

	宿泊費 (1泊)	食費（それぞれ1食）				食費合計
		朝食	昼食	夕食	おやつ	
多摩市平均	4,260円	400円	643円	563円	110円	1,715円

- * 端数整理の関係から食費合計は合いません

10 選定の基準

1、事業運営について	
	事業実績（募集事業の運営実績や、その他介護保険サービスの運営実績等）
	過去の指導検査や外部評価の結果等より、現在運営されている事業が良好であるか
	経営基盤の安定性（債務超過でないこと、決算状況が通常の事業運営で赤字でないこと）
	資金計画についての方策が妥当であるか
	介護報酬以外の利用者が負担する費用の算出根拠が明確で、妥当な金額か
	介護保険法第78条の2第4項各号、第115条の12第2項各号に該当しないこと
	都市計画法や文化財保護法等、土地・建物の各種法令について確認しているか
2、地域との連携について	
	開設にあたって広域の地域住民・近隣介護保険事業者への理解を得るための方策
	運営推進会議の運営に対する考え方
	ボランティアや地域住民の参画等の受入れ体制
	市内介護保険サービス事業者との連携体制
	協力医療機関との連携体制
3、施設整備について	
	「多摩市指定地域密着型サービス基準条例」ほか関係法令に合致した施設・設備であること
4、運営理念及び基本方針について	
	本事業に対する取り組み・考え方
	サービスの質を向上させるための目標・方策
	自己評価や外部評価を受けることに対する考え方
	認知症ケアに対する考え方
	自立支援のための対策
	登録者獲得のための対策
	要介護状態の軽減又は悪化の防止のための対策
5、衛生管理・苦情処理・事故防止体制等	
	防犯・防災への配慮（計画・訓練・非常災害の際の連携体制）
	感染症予防への方策
	苦情処理のための体制
	事故防止、虐待防止への方策
	個人情報の管理に対する考え方（職員への周知、個人データの管理方法等）
	身体拘束、プライバシーの配慮に対する考え方
6、従事職員関係について	
	職員確保に向けた取り組み
	職員の資質向上のための取り組み（研修体制等）
7、その他	
	併設施設についての考え方
	本計画の特徴（多摩市にとって魅力ある計画であるか）